



みんなで育てよう!

連載第4号

市民基本条例

平成24年4月1日から対馬市市民基本条例がスタートし、早いもので半年が経ちました。

連載4回目の今回は、前回に引き続き **行政が取り組むこと** として、皆でまちづくりを行うためにどのようなことが必要か、また、市政運営に参加する方法としてどのような手段があるのかについてご紹介します。

対馬市市民基本条例では、**まちづくりの基本原則**として『**情報共有の原則**』と『**市民参画(解説)**の原則』、『**協働(解説)**の原則』の3原則を定めていることは、以前ご説明しました。

まず『**情報共有の原則**』に基づいて、市役所が取り組むこととして、次の3つのことがあります。

市政に関する情報などを市民の皆さんに分かりやすくかつ迅速に提供できる仕組みづくりと迅速な提供

情報公開について

市民の皆さんから求められた情報の公開について、市の保有する情報を原則として公開すること

説明責任等について

政策等の実施にあたっては誰にでも分かりやすい説明を行い、いただいた意見・要望等に対しては速やかに調査・対応を行うこと

説明責任等については、検討委員会の中で出た意見を参考に作られた条文です



また『**市民参画の原則**』に基づいて、市民の皆さんには自らが地域の担い手であるとの認識を持つことや、積極的にまちづくりに取り組むことを定めており、議会・市役所には市民の皆さんがまちづくりに参画しやすい環境をつくることを定めています。

さらに『**協働の原則**』に基づいて、お互いに対等の関係で目的・情報を共有し、相互理解と連携協力のもとでまちづくりに取り組むことを定めています。これらの取り組みを通じて、地域がもつ課題の解決に向けて、皆で一緒に取り組んでいくことなども考えられます。

具体的に、市民の皆さんが市の政策等の策定に関与する方法として“**パブリックコメント(解説)**”や“**各種審議会等の委員の公募**”についても、この条例の中で定めています。

その他、市民・議会・市役所のそれぞれが、男女が社会の平等な構成員としてお互いの人権を尊重し、一緒にまちづくりに参画できるように努めなければならないとした“**男女共同参画**”についても定めています。

今回ご説明した内容は、対馬市市民基本条例第5章に定められています。ご不明な点は、問い合わせ先までお尋ねください。

今回は、[住民投票・対馬らしさの追求]について紹介します。

問い合わせ

地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ

0920(53)6111